

## 八ツ場ダム住民訴訟報告

去る 11 月 4 日午後 1 時。私たちの会は、先の住民監査請求の却下を受け水戸地法裁判所へ訴状を提出しました。訴訟の趣旨は同封の訴状あるいは記者会見メモによりますが、茨城県にとって利水・治水共に不用な八ツ場ダムへの支出を差し止め、史上最悪の無駄な公共事業「八ツ場ダム」を中止させることにあります。当日は谷萩陽一、五来則男の両弁護士に、原告として柏村忠志、濱田篤信、香山建雄の 3 氏、事務局神原禮二が立会いました。提出後の記者会見では活発な質問と応答が交わされ、同日の NHK 首都圏ニュース、翌日の各誌の朝刊に大きく報道されました。

### 今後の裁判のポイント

住民監査請求却下の趣旨は本来一体である財務会計行為と先行行為を、支出の手続き = 財務会計行為、支出の理由 = 先行行為に分け、八ツ場ダムは如何に無用で意味が無いか故にこれへの支出は不当・違法である。という私たちの主張は先行行為を指摘しているだけで、監査対象の財務会計行為には触れていない。よって却下する。というものでした。つまり支払い行為についてはルール通りに行われており、不当性違法性はない。というもので、これでは使い込み・横領等の犯罪行為以外は「お咎めなし」になってしまいます。

実は住民訴訟に於いてもここが最初のハードルになります。行政側は「本案前の抗弁」で同様の理論で裁判却下を目論んでくるのは必定です。身近な例では「霞ヶ浦導水事業」がこの戦いで却下されました。今度は負けられません。そこで弁護団は 12 月に勉強会を開き、この分野に強い弁護士、大学教授を招き徹底的に分析し戦略・戦術を立て突破を目指します。

### スケジュール

12/5 : 「八ツ場ダム住民訴訟スタート集会」・・・同封ちらし参照

12/中旬以降 : 「弁護士、原告団、サポーター会議」・・・裁判の闘い方。サポートの仕方など重要な会議です。原告、会員の方は全員参加をお願いします。(日時・場所は追ってお知らせいたします)

1/中旬以降 : 「第 1 回公判」・・・必ず傍聴してください。公判後「報告集会」を予定。

### 私たちの役割

この住民訴訟は「市民運動」のひとつの手段です。主体はあくまでも「市民運動」です。したがって最大の役割は「裁判の傍聴」です。水戸地裁の傍聴席は 40 人入れます。ガラガラですと裁判官の心証が悪くなります。マスコミに軽視されます。傍聴席を埋め尽すことが重要です。

### お願い

1. サポート会員は現在 41 人です。100 人を目標に会員を募ってください。
2. 原告の方でまだ入会していない方がいます。必ずご入会をお願いします。
3. ご入会の方で年会費未納の方がいます。お振込みをお願いします。(一口以上、一口 1000 円)
4. 12/5 の「スタート集会」へお誘い合わせて是非ご参加ください。

### 同封資料

原告 : 訴状、スタート集会ちらし、スタート集会チケット、郵便振替票

会員 : 記者会見メモ、弁護団名簿、スタート集会ちらし、スタート集会チケット、郵便振替票  
チケット代金、入会金(未納・未加入の方)は郵便振替でお願いします。

八ツ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 神原晴美

〒302-0023 取手市白山 1-8-5 tel/fax:取手市 0297-72-7506 長野原町 0279-84-7010